

改 正 案

現 行

（準用）

（新設）

第五条 第一条から第四条までの規定は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十条の三第一項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定（第一条本文及び同条第二号を除く。）中「分割会社」とあるのは「分割組合」と、「承継会社等」とあるのは「設立組合」と、「会社分割」とあるのは「新設分割」と、第二条（第一号を除く。）及び第三条の規定中「分割契約等」とあるのは「分割計画」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条		第一条
会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律		農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十条の六第二項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律
第一条第二号	法第二条第一項の分割（以下「分割」）	農業協同組合法第七十条の三第一項に規定する新設分割（以下「新設分割」）
同条第二項の会社	同法第十条第二項に規定する出資	

第一号	第二号	第三号	第一号	(以下「分割会社」)		
				同条第一項の承継会社等(以下「承継会社等」)	同法第七十条の三第二項第一号に規定する新設分割設立組合(以下「設立組合」)	組合(以下「分割組合」)
第一号	第二号	第三号	第一号	会社法(平成十七年法律第八十六号)	設立組合	組合(以下「分割組合」)
				第七百六十三条		
第一号	第二号	第三号	第一号	第一項に規定する新設分割設立会社	設立組合	組合(以下「分割組合」)
				法第二十条第一項の分割契約等(以下「分割契約等」)		
第一号	第二号	第三号	第一号	分割契約等を	設立組合	組合(以下「分割組合」)
				分割計画を		